

# 公害防止統括者・公害防止管理者等の届出について

(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)

次の事業者の方は、公害防止統括者・公害防止管理者等の届出が必要です。

## 1. 届出が必要な業種について

- (1) 製造業（物品の加工業を含む）
- (2) 電気供給業
- (3) ガス供給業
- (4) 熱供給業

※業種の範囲は、原則として日本標準産業分類による。

## 2. 届出が必要な対象施設について

### ① 騒音発生施設

- (1) 機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る）
- (2) 鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る）

### ② 振動発生施設

- (1) 液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が 2941 キロニュートン以上のものに限る）
- (2) 機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る）
- (3) 鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る）

(注意) 平成 11 年 10 月 1 日付政令改正に伴い、騒音、振動発生施設の定義に使用する力の計量単位を重量トンからキロニュートンに改正されました。この結果、機械プレス 100 重量トンが 980 キロニュートン、液圧プレス 300 重量トンが 2941 キロニュートンに改正されました。

## 3. 届出が不要な場合について

- (1) 工業専用地域内にある工場は、この法律に基づく届出は必要ありません。
- (2) 騒音、振動以外に大気、水質の届出対象施設がある場合は、それらと併せて愛知県尾張県民事務所環境保全課へ届出してください。
- (3) 届出に必要な書類については、別表第 1 を参照してください。

### (騒音・振動に関するお問い合わせ先)

小牧市役所 市民生活部 環境対策課 環境保全係

代表電話 0568-72-2101 内線 136

直通電話 0568-76-1136

## 別表第 1

## 公害防止統括者・公害防止管理者等の届出に必要な書類

届出の種類	届出書	資格を有する書類 (※注意)	届出時期	遅延理由書
公害防止統括者	○	×	選任日から 30 日以内	△
公害防止管理者	○	○	選任事由が発生した日 から 60 日以内	△
上記の代理者	○	○	30 日以内 (統括者)	△
			60 日以内 (管理者)	△

(注意) 資格を有する書類

国家試験の合格証書の写しまたは資格認定講習の修了証書の写し (ただし、国家試験の合格証書または資格認定講習の修了証書の交付が手続中の場合には国家試験の合格通知書の写しまたは資格認定の修了に関する通知書の写し)